

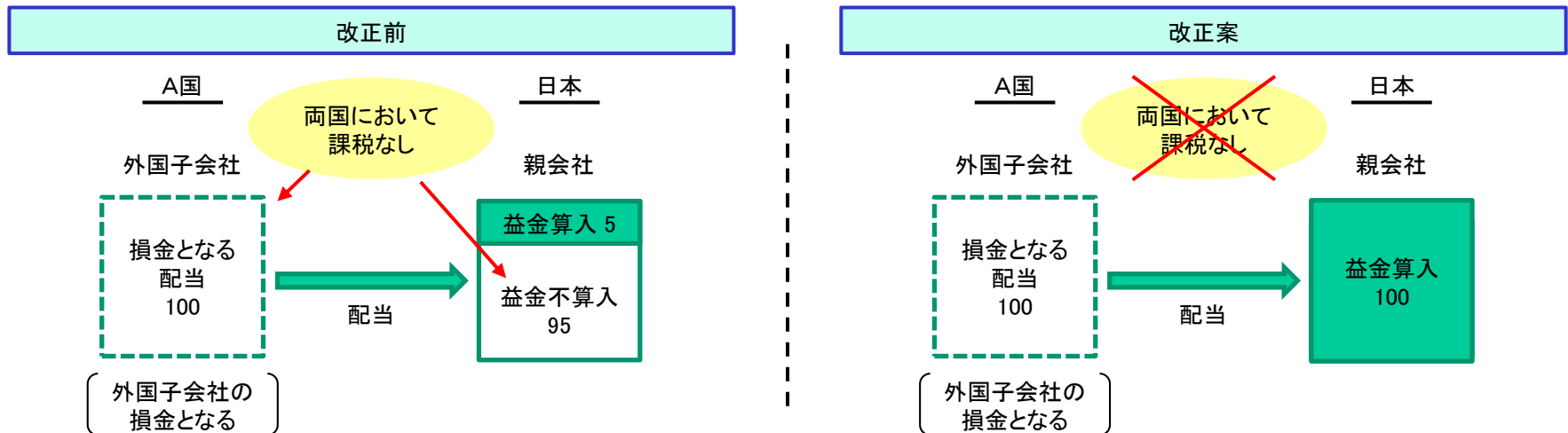
1. 改正の概要

- ・内国法人が外国子会社(※1)から受ける配当等については、国際的な二重課税を排除するため、配当等の95%相当額が益金不算入とされています(「外国子会社配当益金不算入制度」)。
- ・しかし、その全部又は一部が外国子会社の課税所得の計算上損金となる場合には、両国において課税対象とならない状況が生じていることから、このような配当等(※2)は本制度の適用対象外とし、内国法人の課税所得の計算上益金に算入することとされます。
- ・上記により益金に算入される配当等の額に対して課される外国源泉税等の額については、外国税額控除の対象として二重課税の調整を行います。

(※1) 持株割合25%以上かつ6か月以上継続保有等の要件を満たす外国法人をいいます。

(※2) 例えば、オーストラリア子会社からの優先株式配当やブラジル子会社からの配当が該当します。

(イメージ図)



○平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・内国法人が外国子会社から受ける配当等について、その一部が外国子会社の課税所得の計算上損金に算入された場合には、その損金算入された額のみを益金算入の対象額とすることができる。
- ・なお、上記の事業年度後の各事業年度において、損金算入額が増額された場合には、その増額された後の額が益金に算入する金額となる。
- ・平成28年4月1日において有する外国子会社の株式等に係る配当等については、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度に受ける配当等の額につき、従前どおりの取扱い(益金不算入)とされる。

3. 今後の注目点

- ・内国法人が外国子会社から受ける配当等の額のうち、実際に損金算入された額を益金算入金額とした場合において、
 - (1) その後損金算入額が減額されたときの取扱い
 - (2) その後の事業年度において損金算入額が増額されたときの、内国法人につき益金算入額を調整する事業年度
- ・外国子会社の判定要件である持株割合要件(25%以上)について、租税条約に25%未満の割合が定められている場合(※1)の取扱い

(※1) 租税条約に25%未満の割合が定められている場合には、その割合により持株割合要件を判定することとされています。

外国子会社の所在地国	割合
フランス	15%
アメリカ、オランダ、オーストラリア、カザフスタン、ブラジル	10%

1. 改正の概要

- ・軽課税国に所在する外国子会社(「特定外国子会社等」)を活用した租税回避への対策として、特定外国子会社等の所得は、日本親会社の所得と合算され、日本において課税されることとされています。(外国子会社合算税制)
- ・今回の税制改正では、諸外国の法人税率の引き下げに対応して、軽課税国であるか否かの判定に用いられる実効税率の基準(いわゆる「トリガー税率」)が20%未満に引き下げられます。

内容	改正前	改正案
トリガー税率	20%以下	20%未満

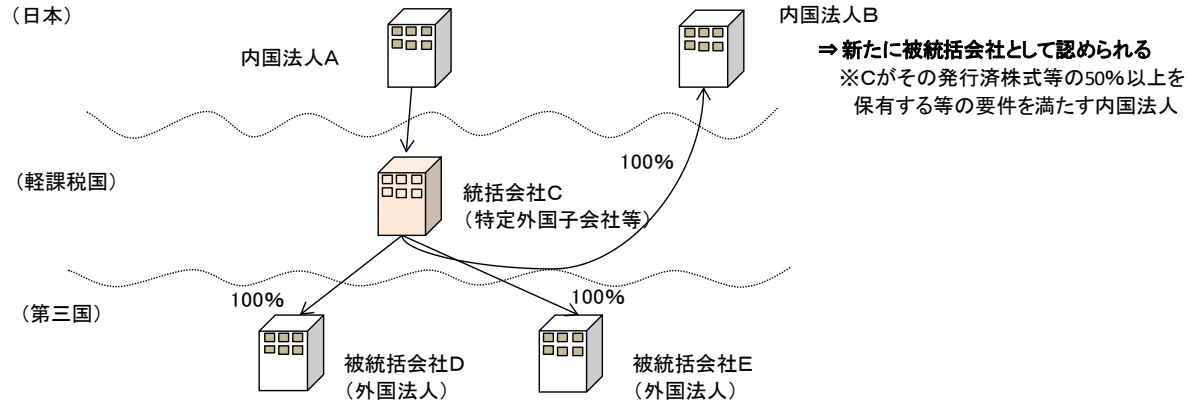
○特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度に適用される。

2. 実務上の留意点

- ・トリガー税率は、外国子会社の所得に対する実際の租税負担割合(実効税率)により判定するため、法人税率20%の国に所在する子会社についても、実務上は検証が必要である。
- ・法人税率が20%に該当する主な国は以下のとおりである。
英国(2015年4月～)、タイ、ロシア、チリ、トルコ、サウジアラビア、フィンランド
- ・その他の主要国の税率は以下のとおりである。
米国(35%)、オーストラリア(30%)、中国(25%)、香港(16.5%)、インドネシア(25%)、マレーシア(25%)、シンガポール(17%)、台湾(平均税率17%)、ベトナム(現行22%。2016年1月より20%)

1. 改正の概要

・外国子会社合算税制における適用除外基準の一つ「事業基準」の判定に当たり、これまで外国法人に限られていた「被統括会社」について、一定の内国法人も含まれることとなります。



※Cが株式等の保有を主たる事業とする場合において、複数の被統括会社に対して統括業務を行っている「統括会社」とあるときは、統括業務を行う事業法人として、Cの所得は外国子会社合算税制の対象にならない。しかし、現行制度では、被統括会社が外国法人に限られているため、Cが規模の大きな内国法人を有する場合は、簿価要件(注)を満たさずに合算課税の対象になるケースがあった。これが日本企業の海外展開を妨げる一つの要因となっているため、一定要件を満たす内国法人を被統括会社として認めることとした。

(注)Cが保有する全株式のうち被統括会社の株式の簿価が50%超である必要がある。

○特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度に適用される。

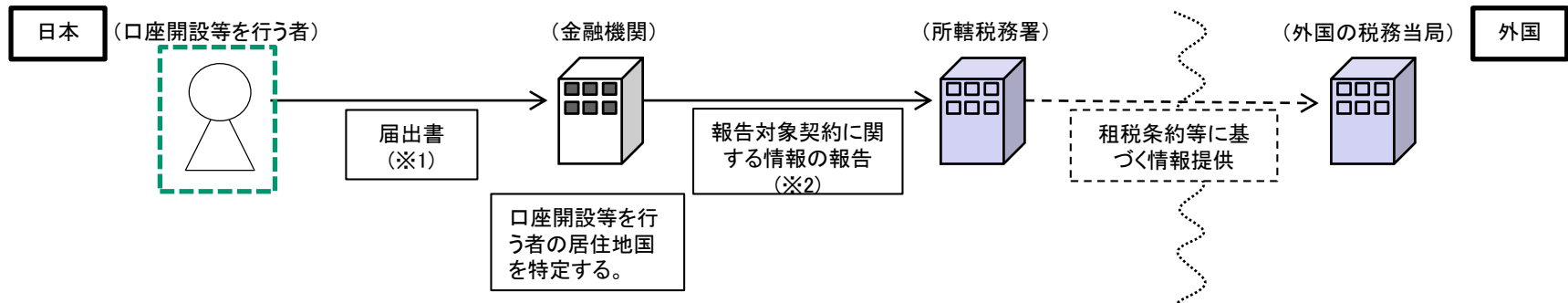
2. 実務上の留意点

・他にも「保有する被統括会社の株式の簿価のうち外国法人であるものの簿価が50%超、又は統括業務の対価の額のうち外国法人である被統括会社に対するものが50%超を占めること」、「二以上の外国法人である被統括会社を含む複数の被統括会社に対して統括業務を行うこと」と要件が見直されるため、統括会社の判定に当たっては、より慎重な判定が必要である。

1. 改正の概要

- ・外国の金融機関を利用した国際的な脱税・租税回避に対処するため、G20首脳は各国の税務当局間で非居住者の金融口座情報の自動的交換をすることに合意しました。これに伴い、以下の報告制度が創設されます。
- ・銀行等の金融機関の日本国内における営業所等で口座開設等をする者は、その金融機関に対してその者の氏名、居住地国等を記載した届出書の提出が必要になります。
- ・届出書の提出を受けた金融機関は、その届出書の記載事項等に基づき口座開設等を行った者の居住地国を特定しなければなりません。
- ・口座開設等に係る契約のうち報告対象契約(※)がある場合には、その口座開設等の契約をした金融機関はその口座等に関する情報をその金融機関の本店所在地等の所轄税務署に報告する必要があります。

※報告対象契約 = 日本の租税条約等の相手国等のうち一定の国又は地域を居住地国とする者が行う口座開設等に係る契約をいいます。



(※1)氏名、住所、生年月日、居住地国、その者の居住地国が外国の場合には居住地国における納税者番号等を記載する。

(※2)その年の12月31日において報告対象契約がある場合には、その契約者の氏名、住所、生年月日、居住地国、居住地国における納税者番号、その年の12月31日における契約財産の価額、その年における契約財産の運用・保有・譲渡による収入金額等の情報をその年の翌年4月30日まで所轄税務署に提供しなければならない。

○平成29年1月1日以後から適用される。

2. 実務上の留意点

[口座開設等を行う者に関する留意点]

- ・届出書の提出が必要になる者には、個人だけでなく法人も含まれる。また、法人が一定の要件を満たす特定法人である場合には、特定法人自身の届出書に加えて、その支配者である個人の届出書も提出する必要がある。
- ・届出書の不提出・虚偽記載に対する罰則が設けられる。
- ・届出書の提出後に居住地国の異動があった場合には、再度異動後の居住地国等を記載した届出書の提出が必要になる。

[金融機関に関する留意点]

- ・報告事項の不提供・虚偽記載に対する罰則、報告事項の提供に関する調査の検査忌避等に対する罰則が設けられる。
- ・平成28年12月31日以前に口座開設等を行った者についても、その保有する記録を検索する等の方法で口座開設等を行った者の居住地国を特定する必要がある。

3. 今後の注目点

- ・上記の報告を行わなければならない金融機関は、大綱上「報告金融機関」と定義し限定されているが、その具体的な範囲
- ・口座開設等の取引は、大綱上「特定取引」と定義されているが、その具体的な内容
- ・報告対象となる契約の契約者は、「日本の租税条約等の相手国等のうち、一定の国又は地域を居住地国とする者」とされているが、その具体的な国又は地域
- ・届出書や報告事項の不提出・虚偽記載に対する罰則、報告事項の提供に関する調査の検査忌避等に対する罰則の内容
- ・届出書の提出が必要になる者の要件に定義されている、「特定法人」と「支配者」の具体的な内容